

藤沢市立
御所見小学校
PTA 規約



令和6年（2024年）1月29日 改定
令和6年（2024年1月現在）

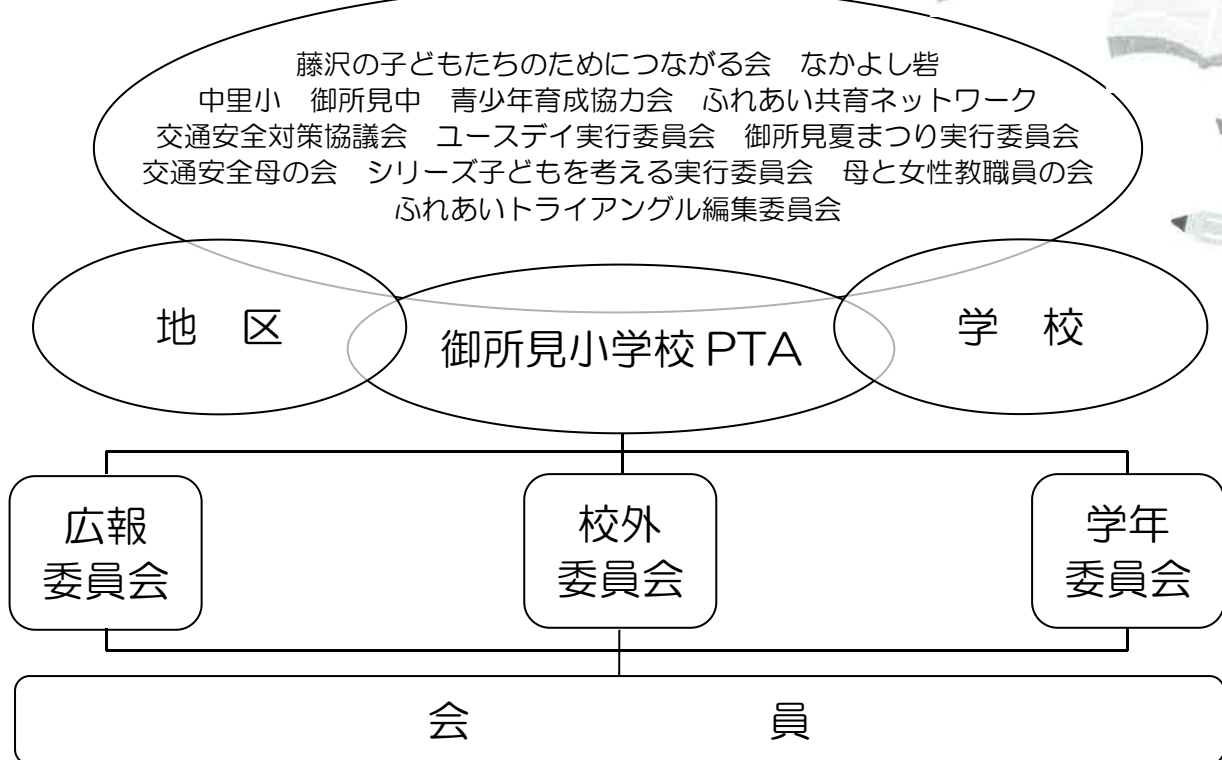
御所見小学校PTAの 仕組みと活動について

PTAとは、Parent-Teacher-Associationの略で、保護者教職員の会などと訳されます。

PTAは、保護者と教職員が協力し、家庭と学校と社会における子ども達の幸福な成長を計ります。

PTA 構成表

外部団体



『保護者証』について

来校するときは必ず 保護者証を携帯しましょう。

1. 取り扱い方法

- (1) 発行は、代表委員が行います。
- (2) 代表委員は各地区長に世帯数配布します。
- (3) 各地区長は全世帯および転入世帯に1部ずつ配布します。
- (4) 卒業・転居等でPTA会員の資格を喪失した時は、各地区長または代表委員に返却してください。
- (5) 紛失した場合は各地区長に申し出てください。再発行手続きを行います。

2. 使用方法

- (1) 学校の校舎に入る時は必ず保護者証を着用してください。
(授業参観等、家族で来校する時には代表者が着用する)
- (2) PTA活動や付近の見回りをする時には『保護者証』を着用し、子ども達の見守りをお願いします。
- (3) 緊急時は、まず110番してください。

御所見小学校

保護者証

保護者名

発行元 御所見小学校 PTA
発行日 年 月 日

藤沢市立御所見小学校PTA 規約

第1章 名称と事務所

第1条 この会は、藤沢市立御所見小学校 PTA といひ、事務所を藤沢市立御所見小学校におく。

第2章 会員

第2条 この会の会員は次の通りである。

1. 御所見小学校に在学する児童の保護者、またはこれに代わる者（以下保護者という）。

2. 御所見小学校に在勤の教員および職員（以下教職員という）。

第3条 会員は会費を納めるものとする。

第4条 会員はすべて平等の権利と義務をもつ。

第3章 目的と活動

第5条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における子どもたちの幸福な成長をはかることを目的とする。

第6条 この会は、前条の目的を果たすために次の活動をする。

1. 良い保護者、良い教職員になるよう努める。
2. 家庭と学校とのより良い連絡によって、子どもたちのより良い生活を導く。
3. 子どもたちの生活環境を良くする。
4. 公教育費を充実することに努める。

第4章 方針

第7条 この会は自主独立のものであって、他の団体、または機関の支配干渉を受けない。よって教育のための民主的団体として、次の方針に従って活動をする。

1. この会の目的のために必要あるときは、子どもたちの教育や福祉のために活動する他の団体機関などと協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするようなことは行わない。
3. この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

第5章 経理

第8条 この会の経費は会費、およびその他の収入によってまかなわれる。

第9条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終る。

第6章 代表委員

第12条 この会の代表委員は次の通りである。

1. 総務3名（保護者3）
2. 書記3名（保護者2 教員1）
3. 会計3名（保護者2 教員1）

代表委員は会計監査委員を兼ねることができない。

第13条 代表委員は、「役員候補者通知書」において公示され、会員数の1/10以上の不信任がなければ、承認される。不信任が会員数の1/10以上の場合には代表委員選出委員会が再度選出し直す。

第14条 代表委員の任期は1年とする。ただし同じ代表委員の職については1回に限り再任を妨げない。代表委員は引続いて他の代表委員に選任されることができる。ただし代表委員の職にあることが連続通算して4年を超えてはならない。

第15条 代表委員の任務は次の通りである。

1. 総務
(1) 総務は本会を代表し、互いに協力し合いながら会務を総括する。
2. 書記
(1) この会の連絡を図り、総会や運営委員会等の準備をすると共に議事の記録と保管事務を行なう。
3. 会計
(1) 総会において議決された予算に基づいて会計事務を処理する。

第7章 会計監査委員

第16条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおく。

第17条 会計監査委員は前年度代表委員より選出され、「役員候補者通知書」で承認決定される。

第18条 会計監査委員は年度末および必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第19条 会計監査委員の任期は1年とする。

第8章 代表委員選出委員会

第20条 代表委員候補者を選出するために代表委員選出委員会をおく。

第21条 代表委員選出委員の数、選出方法は細則で定める。

第22条 代表委員選出委員会はその任務を終了した時に解散する。

第9章 集会

第23条 総会

1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
2. 総会は定期総会と臨時総会とする。
3. 定期総会は年1回とし、5月に開催する。
4. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき、または会員の10分の1以上の要請があったときに開催する。
5. 総会は会員の5分の1（委任状を含む）以上出席しなければその議事を開き議決することはできない。
6. 総会の議事は出席者の過半数で決定する。
7. 総会は、書面のみで行う総会（以下、書面総会）とする。
8. 書面総会の開催時においては、第5項に規定する「出席」は「書面表決表提出」、第6項に規定する「出席者」は「書面表決表提出者」と読み替える。

第24条 運営委員会

1. 運営委員会は代表委員・校長・教頭・各常任委員会の委員長および臨時委員会のあるときはその委員長をもって構成される。
2. 運営委員会は会の企画運営に関する事項を審議処理する。
3. 運営委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数で議決する。
4. やむを得ない事情により運営委員会は、書面で決議を行う運営委員会（以下、書面運営委員会という。）に替えることができる。
5. 書面運営委員会においては、第3項に規定する、「出席」は「書面表決表提出」に、「出席者」は「書面表決表提出者」と読み替える。

第25条 常任委員会

1. この会の活動に必要な事項につき調査・研究・立案・実施するために常任委員会をおく。
2. 常任委員会で研究立案された事項は運営委員会の承認を得なければ実施することはできない。
3. 常任委員会についての必要事項は細則で定める。

第26条 臨時委員会

1. 特別な事項について必要あるときは臨時委員会を設けることができる。
2. 臨時委員会について必要な事項は細則で定める。

第27条（削除）

第10章 細則

第28条 この会の運営について必要な細則の制定改廃は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会において報告し承認を得る。

第11章 改正

第29条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。なお、改正案は少なくとも総会の1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

附則

この規約は、令和6年1月29日から改正施行する。
ただし、改正後の規定は、令和6年4月1日から適用する。

慶弔規程

1. 慶事
(1) 教職員の結婚は、祝電をおくる。
(2) 教職員の離任・退任の際は、花束をおくる。
2. 弔意
(1) 会員の死亡は、10,000円の香典をおくる。
※ 配偶者もこれに準ずるものとする。
(2) 児童の死亡は、10,000円の香典をおくる。
(3) 教職員の父母の死亡は、5,000円の香典をおくる。
※ 教職員の配偶者の父母もこれに準ずるものとする。
3. 見舞
(1) 会員及びその家族が非常災害や事故にあった場合は、その都度運営委員会で協議し、見舞金3,000円をおくる。
4. その他
(1) その他必要な事項はその都度運営委員会において協議するものとする。

附則

この規程は、平成20年1月23日から改正施行する。

細 則

第1章 代表委員の選出および就任

第1条 代表委員の選出および就任は次の通りに行なわれる。

- 代表委員選出委員は次の方法により選出し、代表委員選出委員会を構成する。
 - 各地区の保護者の中から互選により各1名（副地区長）を選出する。
 - 代表委員の中から互選により2名を選出する。
- 代表委員選出委員は代表委員の候補者になることはできない。
- 代表委員選出委員会は次の方法により代表委員候補者を選出する。
 - 保護者の中から7名、各常任委員長1名ずつと会計監査委員2名の選出を行う旨を全会員に通知し、2名の推薦による立候補者を受ける。
 - 代表委員、各常任委員長の一部、または全部に立候補者がいないときは、その旨を全会員に知らせ候補者の選考にあたり、本人の承諾を得る。
 - 候補者の選考にあたっては、「PTA 役員等従事記録表」による規定のポイントを参考にしてもよい。
 - 「PTA 役員等従事記録表」の運用要領については、別に定める
 - 代表委員、各常任委員長および会計監査委員の候補者の公示は1月末日までに行う。ただし、候補者が定数を越える時は、「役員候補者通知書」で投票も兼ねる。この場合の選挙管理事務は代表委員選出委員会があたる。
 - 「役員候補者通知書」で得票数の多い順に選ばれた候補者を役員として承認されたものとする。

4. 新たに選ばれた代表委員の就任は、通常4月1日とする。

第2条 代表委員に欠員が生じたときには、代表委員内でこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第2章 集会

第3条 総会は次の通りである。

- 定期総会は前年度活動報告および決算報告・会計監査報告・年間活動計画および予算案の審議決定、新代表委員、常任委員長・副委員長および会計監査委員の紹介、教職員の異動発表。

第4条 常任委員会は次の通りとする。

- 各地区委員会
- 校外委員会
- 広報委員会
- 学年委員会

第5条 臨時委員会は随時必要と認めたとときに設置し、目的が達成されたときに解散する。

第6条 各常任委員会の構成および委員長・副委員長は次の方法で定める。

- 各地区委員会は、地区長・副地区長を選出し、各地区委員会を構成する。ただし、地区の事情に応じて地区役員を選出することができる。
 - 学年・校外・広報の各委員会は、選出委員により選出された各常任委員長と学年および学級ごとで互選により選出された委員、さらに、教員の中から選出された委員と共に委員会を構成する。
 - 校外・広報の各委員は、学年ごとに2名ずつ選出される。ただし、必要な場合はこの限りではない。
 - 学年委員は、学年ごとに6名選出される。
 - 学年・校外・広報の各委員会は、互選により副委員長2名を選出する。ただし、副委員長1名は教員の中から選出する。
 - 各常任委員会の委員の選出にあたっては、第1条第3項第3号を準用することができる。
- 第7条 委員長および委員の任期は1年とする。ただし引続き同一配置で留任してもよい。

第8条 各常任委員会は次のような活動をする。

- 各地区委員会
会員相互の連絡と親睦を図り、会員の声を反映すると共に地区の意見を総合調整し、地区活動の推進に当たる。
- 校外委員会
児童の校外生活を指導し、安全・生活の環境を良くすることにつとめる。
- 広報委員会
広報活動を通じ、PTA情報の伝達および意見の交換をし、会員意識の向上につとめる。
- 学年委員会
学級・学年において、会員相互の連絡と親睦を図ると共に、その活動を通し児童の心身の健全な育成を図る。

第3章 その他の委員会

第9条 会計監査委員会は互選により委員長、および副委員長各1名を選出する。会計監査委員会は委員長が招集する。

第10条 代表委員

選出委員会は互選により委員長、および副委員長各1名を選出する。

代表委員選出委員会は委員長が招集する。

第11条 校長・教頭は必要に応じて各常任委員会・臨時委員会に出席し意見を述べるることができる。

第4章 個人情報の取り扱い

第12条 (目的) 御所見学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

第13条 (責務) 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第14条 (管理者) 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA本部とする。

第15条 (取扱者) 本会における個人情報データベースの取扱者は、運営委員会構成員とする。

第16条 (秘密保持義務) 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第17条 (収集方法) 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第18条 (利用) 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 会費集金、管理、その他の文書の送付、連絡等。
- 会員名簿、委員会名簿、連絡網の作成。

第19条 (利用目的による制限) 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第20条 (管理) 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第21条 (保管及び持ち出し等) 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第22条 (第三者提供の制限) 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第23条 (第三者提供に係る記録の作成等) 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 第三者の氏名
- 提供する対象者の氏名
- 提供する情報の項目
- 対象者の同意を得ている旨

第24条 (第三者提供を受ける際の確認等) 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 第三者の氏名
- 第三者が個人情報を取得した経緯
- 提供を受ける対象者の氏名
- 提供を受ける情報の項目
- 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第25条 (情報開示等) 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第26条 (漏えい時等の対応) 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者(PTA本部)に報告する。

第27条 (研修) 管理者は、取扱者(運営委員会構成員)に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、注意喚起を実施するものとする。

第28条 (苦情の処理) 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第5章 会計

第29条 会員の会費は下記に定める

- 会員は会費として、年額2,000円を納める。
- 転出入の際は返金や減額をしないものとする。

第30条 会員及び児童の慶弔規定については、別に定める。

第6章 改正

第31条 この細則を改正する場合は、運営委員会に於いて構成委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第32条 改正案は運営委員会の1週間前に各構成員に知らせておかなければならない。

第33条 改正の結果は次期総会に於いて報告し承認を得る。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から改正施行する。

ただし、第1条は、平成25年6月1日から施行する。